

公の施設の指定管理者制度に関する指針

地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により公の施設に係る管理の対象を民間事業者等にまで範囲を広げた「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図るために同制度の導入を図る。

1 指定管理者導入の検討

(1) 指定管理者導入検討の対象施設

本市にあるすべての公の施設

(2) 指定管理者導入の判断基準

① 指定管理者導入への判断基準

- ア 民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実やコストの削減が期待できる。
- イ 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。あるいは、民間事業者等も行うことができる業務である。
- ウ 利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設である。

② 直営継続の判断基準

- ア 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。
- イ 民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウがない。
- ウ 施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある。

(3) 指定管理者制度導入検討委員会の設置

指定管理者制度の導入に当たって、調査、研究を行うため、部局長等で組織する「甲斐市公の施設指定管理者制度導入検討委員会」（以下「導入検討委員会」という。）を設置する。

2 指定管理者導入の基本的事項

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定については、原則公募とするが、施設の設置目的等を考慮し特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される施設については、公募せずに特定の団体を指定することができるものとする。

(2) 業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に応じて設定する。特に、施設管理に併せて事業を展開する場合は、どこまで任せるのかを精査し、検討する。

また、使用許可事務及び利用料金制度についても総合的に検討する。

① 使用許可事務

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の使用許可、使用許可の取消などの行政処分を行わせることができるが、使用料の強制収用、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可のような権限については、指定管理者に行わせることはできない。

② 利用料金制度

従前の管理委託制度と同様に利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるため、指定管理者の自主的努力により利用料金収入の増加や経費節減が期待できる施設において総合的に検討することとする。

③ 経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、次のとおりである。

ア すべて設置者たる市からの支出金で賄う。

イ すべて利用料金で賄う。

ウ 一部を市からの支出金で、残りを利用料金で賄う。

(3) 指定期間

指定期間については、原則として3～5年（標準期間）の範囲内で、施設ごとに適切な期間を設定する。ただし、施設特性や施設運営等の諸事情を総合的に勘案して、標準期間より長期の期間を設定することも可能とする。

また、指定期間満了に伴う指定管理者の更新については、再指定は妨げないものとする。

3 指定管理者導入の手続

(1) 条例改正

条例で当該施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定し、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲、その他必要な事項を定める。

① 指定管理者が行う管理の基準

市民が当該施設を利用するに当たっての基本的な事項を定める。

② 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について具体的な範囲を規定するもので、使用許可及び施設の維持管理等の範囲を当該施設の目的や態様等に応じて設定する。

③ 指定管理者の指定の手続

申請の方法や選定基準などを定める。

(2) 指定管理者公募の手続

公募に当たっては、募集要項を作成し、広報誌甲斐、市ホームページなどを活用し、広く周知を行うこととし、十分な公募の期間を確保する。

① 募集要項

募集要項に規定する事項は概ね次のとおりとし、施設の性格等を勘案して設定する。

- ア 指定管理者選定の目的
- イ 対象施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- エ 指定期間
- オ 利用料金制の有無
- カ 応募資格
- キ 提出書類（指定申請書、事業計画書、自主事業計画書、収支予算書、自主事業予算書、定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本、法人にあっては、会則等、団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録など。）
- ク 説明会、現地見学会の有無（開催する場合は、開催日、開催場所など。）
- ケ 選定方法（書類審査及び面接審査）
- コ 結果通知
- サ 応募窓口
- シ その他市長が必要と認める事項

② 応募資格

地方自治法第244条の2の規定により、法人その他の団体であり、次の規定を満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 山梨県内に本社または支店、営業所等を有する民間事業者、出資法人等の法人その他の団体であること。ただし、施設の性格等により適当でないと認められる場合においては、この限りではない。
- ウ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項及び第133条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- エ 甲斐市から指名停止措置を受けていない者。
- オ 市税、県税、法人税、消費税等について滞納がない者。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行わない者。
キ その他必要な事項。

③ 公募の単位

公募は、原則として施設ごとに行うが、経費の縮減及び一体的運営等の観点から複数の施設を同一の指定管理者に管理を行わせることが適当と認められる場合においては、一括して募集することができる。

④ 公募の期間

十分な情報を提供するため及び事業者が事業計画書等を作成する期間等を考慮し、1ヶ月程度とするが、施設の規模、性格等に応じ期間を変更することができるものとする。

また、必要に応じ公募の趣旨、目的、業務の内容や申請方法について、説明会を開催する。

4 指定管理者の選定

(1) 甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては、公正かつ適正な審査を行うために、(1) 識見を有する者、(2) 副市長、(3) 市の職員で組織する「甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会」(以下「選定評価委員会」という。)を設置する。

(2) 指定管理者の選定基準

審査に当たっては、選定基準をあらかじめ設定し、選考項目別に点数を配分するなど総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を選考することとする。

(3) 庁内での意思決定

選定については、市長までの決裁とする。

(4) 選考結果の公表

選定後は、速やかに選考結果を応募者全員に通知し、選考理由を公表する。

5 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決事項であり、指定議案には、「公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定期間」の事項を記載する。

6 指定後の手続き

(1) 協定等の締結

指定管理者が公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく「指定」という行政処分によって生じるものであるため、管理業務上詳細な事項については、協定等を締結することとする。

標準的な協定書の内容は、概ね次のとおりとし、指定期間全体にかかる包括的な協定を締結することとする。また、単年度ごとに実施する内容及び指定管理料を具体的に定める単年度協定を締結することとする。

【基本的事項】

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ・指定管理者が行う管理の基準
- ・指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ・指定期間
- ・事業計画及び管理経費に関する事項
- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・市が支払う指定管理料に関する事項
- ・指定管理料の精算に関する事項
- ・施設の利用許可に関する基準
- ・利用料金に関する事項
- ・指定管理者と市の負担区分に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・モニタリングの実施に関する事項
- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・指定期間満了時等における原状回復義務に関する事項
- ・事故報告に関する事項
- ・災害等不可抗力発生時の対応に関する事項
- ・指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- ・その他市が必要と認める事項 等

（２）事業報告書の提出及び選定評価委員会での評価

指定管理者は、毎年度終了後に、その管理する当該施設の管理業務の適正を期するために、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

指定管理者から提出された事業報告書の評価に当たっては、公正かつ適正な評価を行うために、前述の選定評価委員会において評価を行う。

報告書の提出を受けた所管課においては、評価シートの作成の一次評価を行い、その評価シートを経営戦略課に提出するとともにヒアリングを実施する。その報告を受けて選定評価委員会において二次評価を行い、問題点・課題を指摘し、改善の提案等を行い市長へ報告する。

所管課は、事業報告書等を精査して管理状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者を指導する。

(3) 検証

指定管理者制度導入後、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に選定評価委員会において評価し、検証することによって、次年度以降の業務内容等に反映させることとする。